

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

(1) コーポレート・ガバナンスについての基本的な方針

当社グループは、社会の構成員としての使命と責任の重さを十分認識し、高い倫理観の下、国内外の法令を遵守することは勿論の事、社会規範に則った健全かつ公正な事業運営を遂行していきます。

このため、当社グループ役員一人一人が、日常業務の中で高い使命感と責任を持って、コンプライアンスを重視した事業活動を実践し、社会およびお客様や取引先などすべての社外ステークホルダーから信用と信頼を得られるよう努めています。

また、グループ各社のコンプライアンス体制を確立するため、内部監査部門を設置し、コンプライアンスチェックリストによるモニタリングを実施するなど、コンプライアンスを尊重する企業風土がグループ全役員に定着していくよう努めています。

(2) コーポレート・ガバナンス体制

取締役会については機動的な開催など意思決定の迅速化をはかるとともに、取締役の任期を1年、監査等委員である取締役の任期を2年とし、毎期取締役の業務執行状況をチェックする体制で、経営に緊張感を持たせています。また、監査等委員である取締役の社外取締役2名は、基本的に全ての取締役会に出席し、公正な意思決定プロセスの確保に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
公益財団法人小柳財団	1,334,000	33.90
小柳 東子	170,300	4.32
有限会社ナチュラル	160,200	4.07
株式会社三菱東京UFJ銀行	60,000	1.52
小柳 かず江	35,000	0.88
小柳 佳之	20,000	0.50
小柳 典子	20,000	0.50
梅田 常和	18,900	0.48
藤田 博章	18,500	0.47
明治安田生命保険相互会社	15,000	0.38

支配株主(親会社を除く)の有無 _____

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 JASDAQ

決算期 3月

業種 化学

直前事業年度末における(連結)従業員数 更新 500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	11 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
梅田 常和	公認会計士											
西口 徹	弁護士								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
梅田 常和	○	○	公認会計士梅田会計事務所所長であり、株式会社エイチ・アイ・エス、株式会社タカラトミー、澤田ホールディングス株式会社の社外監査役であり、スズデン株式会社の社外取締役であります。公認会計士梅田会計事務所、株式会社エイチ・アイ・エス、株式会社タカラトミー、澤田ホールディングス株式会社及びスズデン株式会社と当社との間には取引、資本関係は存在しません。	長年にわたり大手企業をはじめ中堅中小企業数十社を越える経営全般にわたる指導に従事してきております。公認会計士として会社財務・法務に精通し、直接会社経営にも参加しており、会社経営を統括する十分な見識を有しております。公認会計士として高い倫理価値観を持ち、一般株主と利益相反を生じる恐れがないと判断し選任いたします。
				弁護士としての豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有し、その専門的見地から、国内外他企業との提携等での経営判断における大所

西口 徹	○	○	弊社と顧問弁護士契約を結んでおりますが、支払報酬額は多額ではありません。	高所からの助言、また当社コンプライアンス体制の構築、維持のための有効な助言を行っております。同氏は弊社と顧問弁護士契約を結んでおりますが、支払報酬額は多額ではないこと、弁護士として高い倫理価値観を持ち、一般株主と利益相反を生じる恐れが無いと判断し選任いたします。
------	---	---	--------------------------------------	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性	更新
-------------	----

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	更新	あり			

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項	更新
--------------------------------	----

監査等委員会の補助は、社長室が担っています。なお、使用人の独立性を確保するため、人選、異動、懲戒等の人事権に係る事項の決定においては監査等委員会と事前に協議を行い、同意を得ることとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況	更新
--------------------------	----

監査等委員会は、会計監査人と連携して、本社や子会社における業務執行状況や財産の状況を調査し、定例の打合せにて監査計画、監査実施状況、監査結果等について会計監査人から報告・説明を受けます。また、必要に応じ会計監査上の諸問題について意見・情報交換を行います。また、内部監査部門との連携状況については、監査等委員会と内部監査部門とで定期的に連絡会を開催し、内部監査スケジュールや内部監査方針、実施状況等について意見・情報交換を行います。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	更新	2 名
---------	----	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

全社的なインセンティブプランのあり方を機軸に検討して参ります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの事業年度における取締役に対する年間報酬総額は162百万円、監査役に対する年間報酬総額は16百万円(うち社外監査役8百万円)、役員の報酬の総額は179百万円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の
有無 なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役のサポート体制】 更新

社外取締役には、社長室より適時情報提供をしております。
また、取締役会議案や関連資料の配布についても、社長室より事前に説明と必要に応じて関係部門とのミーティング設定などを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会が実質的に機能しており、全ての主要な事項の経営上の意思決定機関となっています。
取締役会では、経営上の重要事項は全て付議されるほか、業務の進捗状況について議論し、対策などを検討しています。
また監査等委員である取締役3名による監査等委員会が定期的に開催され協議しています。
その他の業務執行については、各部門の長であるディレクター(9名、男6名・女3名)がその権限において決定しています。
監査については、監査等委員会、内部監査部門による内部監査、監査法人A&Aパートナーズによる会計監査が実施されています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

(1) 公正な意思決定と職務執行の法令適合
取締役(監査等委員である取締役を除く。)全員が業務に精通した社内取締役であり、一方、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名、社内取締役1名)により、意思決定プロセスと各取締役の業務執行等をチェックする体制になっております。

(2) リスク発生時の迅速な対応
取締役全員が社内取締役であり、常に代表取締役への情報集中と取締役内の情報共有を行っており、リスク発生時には、監査等委員である取締役からのアドバイスを受け、迅速かつ適切な対応が行える体制となっております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

集中日を回避した株主総会の設定 日曜日に開催しております。

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 半期ごとに1回開催予定(第2四半期決算および決算説明) あり

IR資料のホームページ掲載 URL: <http://www.haba.co.jp/company/>
決算情報、決算報告以外の適時開示資料、決算説明会資料を掲載

IRに関する部署(担当者)の設置 IR担当役員:取締役ディレクター 宮崎一成
IR担当者:総務部チーフ 柴田佳三

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 企業グループの理念、役職員の行動指針として「われらの誓い」を制定し、お客様、取引先、株主、社会から信頼される企業グループになることを宣言しています。
また「われらの誓い」は役職員が常に携帯して毎朝唱和し、グループ役職員全員が企業倫理を尊重し、健全な事業活動を行う事を誓っております。

環境保全活動、CSR活動等の実施 「われらの誓い」の中で、「地域社会、地球に感謝し、社会に有益なことに進んで協力し、よき社会人としての責任を果たさなければならない(抜粋)」と宣言しています。
この「われらの誓い」の実現のために、工場子会社、物流子会社では敷地内の緑化を進めるなど、環境保全に努めております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 ディスクロージャーポリシーの中で、株主、投資家を始め、ステークホルダーに対し、速やかに適時・適切な情報開示を実施するよう定めております。

その他 取締役(監査等委員である取締役をのぞく。)8名の構成は、男性6名、女性2名です。
取締役監査等委員3名の構成は、男性3名です。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループの経営理念「われらの誓い」に則り、企業価値の増大と安定的かつ持続的な経営基盤を構築すると共に、法と社会規範を守り社会に貢献する企業として成長と進化を続けていくことを宣言し、下記方針の下、内部統制の徹底を図ることとしています。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1)コーポレートガバナンス

当社は、監査等委員会設置会社であり、業務執行に対する取締役会の監督機能を強化するとともに、公正な意思決定プロセスの確保に努めています。取締役会は、法令、定款及び取締役会規程やその他の社内規程に則り、重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督します。また、取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に則り、職務を執行します。

(2)コンプライアンス

コンプライアンス担当役員、コンプライアンスポリシーを定め、周知徹底を図っております。コンプライアンス担当役員は、コンプライアンスチェックリストを作成し、内部監査部門と連携してモニタリングを実施しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に対する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に従い適切に保存および管理を行います。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制の構築

(1)取締役は、各業務担当部門を指揮し必要に応じ社内規則またはガイドライン等の制定を行い、マニュアルの作成配布、教育等を実施して、当社の損失の危機を事前に回避・予防します。

(2)危機が発生したときには代表取締役のもとに情報を集積し、代表取締役は取締役会を招集し、迅速かつ適正に対応します。代表取締役が不在のときは、職務権限の定めるところにより代行者がその任に当たります。

4. 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告に係る内部統制について、各部門において関係する規程や業務文書等を整備すると共に、内部監査部門が独立の立場でモニタリングを実施し、金融商品取引法に基づく企業集団における財務報告の信頼性と適正性を確保します。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

(1)月次の利益計画を作成し、予実管理を行います。

(2)取締役ごとの役割と責任を明確にすることにより意思決定のプロセスを簡素化します。

(3)状況に応じて代表取締役と取締役との直接合議により迅速な意思決定を行います。

6. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)コンプライアンスポリシーを周知徹底します。

(2)経営に影響を及ぼす重要な事項の決定に関する当社の関与の仕組みを明確にし、子会社を適切に管理していきます。

(3)関係会社管理規程の遵守を徹底し、モニタリングを実施します。

(4)関係会社に対する内部監査および監査等委員会による監査体制を充実いたします。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会を補助すべき使用人として、監査等委員会の同意のもとに、監査計画に従い必要な人員を配置します。

8. 前項の使用人の、取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会を補助すべき使用人は、取締役からの不当な干渉を避けるとともに、その任命または異動にあたっては監査等委員会の事前の同意を要するものとします。

9. 監査等委員である取締役および監査等委員会に報告するための体制

取締役および使用人は、監査等委員である取締役および監査等委員会に以下の報告を行います。

(1)会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちにその発生した事実の詳細。

(2)取締役および使用人が不正行為、法令および定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をする恐れがあると考えられるときは、その旨。

(3)監査等委員である取締役または監査等委員会が報告を求めた事項および、報告事項に関連し、監査上有用と判断される事項。

(4)毎月の月次会計資料。

(5)営業に関する主要な月次資料。

(6)内部監査に関する計画、監査結果等の内部監査に係る資料。

(7)重要な会議の開催予定。

10. その他監査等委員会の職務等が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査等委員である取締役に対して、取締役および使用人が理解を深め、監査等委員会が円滑に行われるよう環境を整備します。

(2)代表取締役と随時意見交換会を開催し、また内部監査部門との連携をはかり、適切な意思疎通および効果的な監査等業務の遂行をはかります。

(3)監査等委員である取締役または監査等委員会からの報告・意見を、取締役および使用人は真摯に受け止め、適切な措置を講じます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた取り組みについては、法令および企業理念に則り対応することが重要であるとの認識に立ち、ハーバーグループの役員に周知徹底していくとともに、警察等外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報の収集・管理に努めます。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項